

別紙1-1

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 KARAKETOV Maksud

論 文 題 目 CREATING AN APPROPRIATE MODEL OF
COURT-CONNECTED MEDIATION FOR UZBEK
JUDICIAL SYSTEM

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院法学研究科 教授 酒井 一

名古屋大学大学院法学研究科 教授 横溝 大

名古屋大学大学院法学研究科 教授 渡部美由紀

論文審査の結果の要旨

別紙 1 - 2

I 論文の概要

1. 研究の目的・問題設定

Karaketov Maskud 氏は、ウズベキスタンの裁判所が、事件数過多や民事訴訟法の規定する期間制限等によって機能不全に陥っているとの問題意識を有し、その問題解決の一つの方策として、裁判所における「強制」調停手続の導入を検討する。

Karaketov 氏は、研究の対象となる「調停」につき「当事者が第三者の補助のもとで合意に至るよう努力する手続」と広く捉える。同氏によると、裁判所における調停においては、裁判所が手続進行の権限を有し、質や正当性に関する責任を負うことになる。裁判所における調停は、通常、私的調停と比べて費用が安く、迅速である。司法制度改革として「強制的」調停制度を導入した国があるが、調停の本来の性質である「任意性」と抵触し、特別な制度構築が試みられてきたのであり、各制度における強制的契機には相違があり、国ごとにバリエーションがある。

強制調停の導入を試みた国は、いずれも訴訟事件の過多に苦しんでおり、ウズベキスタンと同じ問題を抱えている。ウズベキスタンに強制調停制度を導入することによって実効的紛争解決制度を構築することができないか検討する。

2. 論文の構成・内容

本論文は、導入部と結論部のほか2部、5章により構成されている。

第1章から第3章までは、比較法研究に充てられている。第1章においては、イタリアの法制度を検討する。Karaketov 氏によると、イタリアの調停制度は、1865年に遡り、多様な調停手続を有してきた。最近では、**European Directive on Mediation 2008/52/EC** を実施するものとして、2010年の **DECREE no28** が発せられた。そこには、任意調停、強制調停及び裁判官勧試の調停が規定されている。イタリアにおいては、訴訟の当事者はいつでも調停を求めることができ、その場合、裁判所は事件を調停に付さなければならない。同デクレ5条は、裁判所が調停に付する権限を有することを規定する。裁判官は調停を勧試するに際して、手続の利点と妥当性を説明しなければならない。しかしながら、イタリアでは、調停センターでの調停が通常であり、裁判所での調停は一般的でない。不動産の賃貸借や医療事件など一定の事件類型に関して強制調停を規定する。これらの類型に該当する事件においては、提訴に先立って調停が試みられなければならない。調停前置なしに提訴され得た場合、裁判所は、事件を調停に付する。28/2010 デクレは、2008/52/EU 指令を実施するために作成されたものである。EUにおいて、典型的強制調停制度を有するのはイタリアだけである。これが規定されたのは、事件数の輻輳と長期化を理由とし、機能しえる紛争解決制度を作ることにある。このデクレは弁護士強制を規定せず、弁護士が法廷闘争まで行った結果、強制調停に関する部分が違憲であるとの判決が下され、デクレの全てが効力を停止する結果となった。イタリアは、新たな調停法の制定という課題に取り組み、2013年デクレ 69 によって 28/2010 は改正された。本章では続いて

EU 指令の規定内容を概観している。EU 指令は、調停が任意性を原則としながら、5 条(2)において強制調停制度を許容する。イタリアの調停手続は、調停人により実施され、結果として、合意に至るか、不調に終わることになるが、調停人が解決案を提示したにも関わらず、当事者がこれを拒否し、不調に終わった場合のうち、その後の訴訟手続での判決内容が提示案と同じであったならば、拒否をした当事者に費用が課されることがある。訴訟中に裁判官が調停を勧誘することができるが、その手続は 4 ヶ月の期間制限がある。イタリアが調停制度を導入したのは、単に EU 指令を実施するためでなく、司法制度を全体として改革しようとしたためである。強制的調停制度は、司法へのアクセスと確保することを目的としている。調停前置が求められる事件類型においても調停に親しまない事案もあり、その場合にも調停が必要とされるという問題がある。

第 2 章では、オーストラリアの調停制度を検討する。オーストラリアは連邦法であり、民事手続に関しては各州によって規定されている。調停に関しても同様である。オーストラリアでは調停に総じて好意的であり、1987 年に調停センターが設立された。事件の輻輳と費用に基づく訴訟への不満を背景として、調停が素早く浸透した。調停法の成立によって訴訟の事件数は減少した。

引き続き、New South Wales、Queensland 及び Victoria の各州の調停法を検討する。New South Wales では、2000 年に 1970 年最高裁判所法の改正により、裁判所は、強制的に事件を調停に付す権限を得た。もっとも、調停に付する前に、その手続について当事者への説明がされる。調停手続において、当事者は誠実に行動しなければならないとされる。調停は裁判所が指定する者により実施される。Queensland では、1980 年代に、訴訟事件の過多のため、ADR の機運が高まった。裁判所は、事件を調停に付することができるが、これに対して当事者は、7 日以内に異議を申し立てることができる。調停に付すに際して、裁判所は、調停のための期間を定めるが、通常それは 28 日以内である。裁判所又は当事者によって調停人は選任されるが、裁判所が調停人候補者のリストを保有している。Victoria は、いち早く裁判所付属の調停制度を導入した州である。ADR 法が調停についても規定している。ほとんどの事件で調停が勧められるだけでなく、裁判所は、当事者の同意なしに事件を調停に付す権限を有する。調停は、訴訟と独立の手続と考えられており、調停は調停人に対する信頼に基づき、裁判官は調停人となるべきでないとする見解がある。その見解によると、秘密情報の判決への影響が懸念されるという。Western Australia では、調停における合意形成のほか、争点整理のために、裁判官が事件を調停に付す権限を有する。調停期間は、2 週間以内とされる。South Australia や不調停の制度を長らく有しなかった Tasmania においても、裁判所が事件を調停に付す権限が認められている。Australian Capital Territory においては、調停は強制的である。

オーストラリアでは、2011 年民事紛争処理法によって、連邦裁判所における調停前置制度が導入された。調停を前置することによって、争点が絞り込まれ、少なくとも当事者間での情報共有がされる利点がある。訴訟において、当事者は、調停の経過又は調停が実施されなかった

理由を裁判所に説明しなければならない。当事者は、事案の性質に応じて紛争解決の試みが求められることになる。当事者がいかなる手続が必要か不明確となり、司法へのアクセスの妨げとなるおそれがある。

強制的調停制度に関しては、学説上、強制的性質が調停の本質にそぐわないことや裁判官が調停人となることの二つの側面からの批判が有り、裁判所付属の強制調停制度は、裁判所の負担軽減にもならないとの指摘もある。オーストラリア法の特徴は、裁判官の裁量による強制調停と準強制調停制度を有する点にある。

第3章は、ベラルーシの調停制度を扱う。ベラルーシは、経済裁判所における調停を出発とし、7条からなる商事件手続法の17章が規定する。調停は、短期間で紛争処理するために当事者に自分たちで解決する機会を与えることを目的とする。立法の動機は訴訟事件の輻輳にあり、事件数は毎年増加傾向にあり、判決の質は高くなかった。調停を実効的紛争解決制度とするために、裁判所に調停を命じる権限が付与された。ベラルーシ調停法の発展は4期に分けて理解できる。2004～2008年の第1期において調停手続は利用されなかった。原因は裁判所の準備不足にあり、手続進行に関する詳細の規定が欠けていた。2007年には各裁判官は毎月100件以上の事件を処理しなければならなくなり、判決の質が低下し、それに対処するため、高等経済裁判所長が調停の利用を命じた。こうして、2008～2011年の第2期に調停制度が機能し始めた。合意が成立すると、当事者は費用の半分以上を返還してもらえらることになり、これがインセンティブとなった。しかし、十分に周知されておらず、十分に機能したと言えない。2009年に高等経済裁判所長が経済裁判所における調停の促進に関する21号命令を發布した。2011～2013年が第3期である。2011年の商事手続事件法の改正に際し、第17章も改正された。改正前には準備手続段階に限り調停に付することができたのであるが、改正法において上訴審及び破棄審においても付調停を可能とした。立法者は、明らかに調停を促進しようとしており、裁判官の付調停権限を維持している。2013年以降が第4期である。2013年に「調停法」が成立した。適用対象は家族事件を含むが、現時点では民商事事件のみが扱われている。

調停の利用を促進するため、マスコミを通じた広報を行い、裁判所において調停が示唆された。経済裁判所は、ほとんどの事件で当事者の合意なしに調停を開始し、調停人が手続の目的や進行について説明を行った。2011年には、85%の事件において合意で終結した。しかし、調停人の経験不足のため、それほど多くの事件を処理することはできなかった。2011年法改正によって対処されようとした問題である。

裁判所における調停は、当事者の意思に基づいて開始されるが、経済裁判所は付調停の権限を有している。訴訟の開始にあたり、裁判所は、提訴段階及び訴訟の準備段階において、当事者に調停を促す。調停は、裁判所による調停人の指名により開始されるべきものと考えられており、経済裁判所は、調停による解決可能性を考慮して付調停の可否を判断する。調停手続は1ヶ月以内とされる。調停による事件処理能力との関係で、実効性のある調停手続には限りがあり、裁判官は、調停手続によることの適切性を評価しなければならない。その他、裁判所は、

当事者の意思を斟酌し、付調停を決定する。

第4章においては、ウズベキスタンにおける、仲裁 (Arbitration)、交渉 (Negotiation) 及び調停 (Mediation and Conciliation) について概観し、調停制度の沿革やADRの現状について検討する。ウズベキスタンにとってADRは異質の制度ではない。

裁判所における事件数の過多と手続に関する期間制限という民事訴訟法上の制約によって、判決の質が低下している。当事者は、訴訟以外の選択肢が与えられ、より迅速に司法にアクセスすることができるようになる。こうした問題の解決のため、司法制度を改革する必要がある。これらの課題に対処するために、裁判所における調停制度を導入することが適切と考える。すなわち、裁判所における調停を導入することによって、訴訟事件の相当数が調停に移される、訴訟事件数の過多を軽減することになり、裁判官は複雑な事件に時間を割くことができるようになる。また、当事者は、訴訟以外の選択肢が与えられ、より迅速に司法にアクセスすることができるようになる。

第5章では、まず「強制調停」の概念を明らかにする。強制調停は、類型的強制調停(イタリア)、裁量的強制調停(オーストラリア及びベラルーシ)、準強制的調停の3つの類型に分けることができる。類型的強制調停制度が最も強力である。裁量的強制調停制度においては、裁判所は、当事者の意見を聞いて、また諸般の事情を斟酌し、裁量によって調停を開始する。なお、オーストラリアでは7日間の異議期間が設けられている点において相違する。準強制的調停とは、規定上直接に調停を強制するのではなく、制裁を通じて、間接的・実質的に調停を強制するものである。オーストラリアにおいて、合理的な理由なしに調停を経ずに提訴された場合に、訴訟費用の負担を命じる例がこれにあたる。提訴前の当事者による紛争解決を促し、争点整理の効果も期待でき、訴訟件数の減少と期間の短縮に役立つ。

強制の程度という観点からは、5つのレベルがある。第一に、制裁を伴わずに調停に付する方法があり、2004~2005年に英国で試験的に試みられたが、失敗に終わった。次に調停勧告期日への出頭を必要とするものがある。Queensland や Virginia などにその例をみる。第3に、オーストラリア連邦のようにソフトな制裁を用意するものがある。第4には、ベラルーシのように、当事者による拒否権を認める類型がある (Opt-out Scheme 型)。最後に、制裁をもって調停を強制する制度があり、イタリアがこれに属する。

調停は当事者の任意に基づくとする原則があり、当事者の同意が必要とされよう。この点との整合性が問われるところである。強制調停は裁判所が手続の開始を命じるのではあるが、当事者が手続や結果について権限を保持している。当事者の関与の程度としては、理論と実務の二つの側面がある。理論的側面からは当事者に誠実な関与が求められ、実務的側面からは当事者支配への制限が導かれる。

結論として、ウズベキスタンには、裁量的な強制調停が適切であるとする。事件のすべてが調停に適するとは限らず、類型的強制調停は妥当でないとし、イタリアの経験に学ぶべきとする。しかし、裁判官は、当事者の司法へのアクセス権に配慮しつつ、当事者が躊躇していると

しても、適切な場合には、調停を命じるべきという。また、**Opt-out Scheme** を採用すべきとし、当事者がいつでも手続を終了できるようにすべきと言う。調停の成否にとっては、調停人の役割が重要となることを指摘する。また、調停の期間制限を規定すべきとする。訴訟に関しては1ヶ月の期間制限が設けられているが、調停はより長期とすることが望ましい。ウズベキスタンとしては、イタリアやオーストラリアのモデルを参考とし、一定の修正をして、訴訟制度も類似したベラルーシモデルを採用すべきと説く。また、調停の全体構造としては、各国で受容されているEU指令やモデル法の内容が参考とされるべきとする。

形式的には、民事訴訟法の改正ではなく、調停制度全体を規律する必要から新法（調停法）を制定すべきとする。立法された後には、裁判所や行政が活用を促進すべきである。また、裁判所は、調停人の質の確保に努めなければならないという。

II 論文に対する評価

Karaketov 氏の本論文における問題意識は明確であり、ウズベキスタンにおける司法の実情に即した適切なテーマ選択を行っているとは評価することができる。母国であるウズベキスタンに共通する問題を抱えるイタリア、オーストラリア及びベラルーシの各国を比較法の対象とした理由も明らかであり、妥当と考えられる。イタリア法に関しては、その基礎となるEU指令の制定過程及び規定内容をも検討し、同国法の制定過程まで丁寧に辿っている。しかしながら、その研究は原典ではなく、二次的な資料に基づいており、正確性の担保などが将来の検証課題として残されている。もっとも、EU裁判所の判決など英語による調査で十分と考えられるものもある。また、文献資料に当たるだけでなく、イタリア人教員から直接に口頭での指導を受けており、可能な限りで正確な比較法研究を行っているとは評価することができよう。オーストラリア法に関する研究は、若干表面的であるが、すべての州及び連邦の制度について一応の調査を行い、関連する裁判例を検討し、一通りの目配りがされているとは評価することができよう。ベラルーシに関しては、ロシア語文献に基づいて調査を行うだけでなく、イタリアと同じく、ベラルーシの教授にインタビューを実施し、情報の正確な理解に努めている。

ウズベキスタンの調停制度に関しては、これまでも家事調停であるマハラを研究対象とした博士論文があり、その問題点について検討が行われている。しかし、民商事事件に関する調停制度の導入の必要性、可能性や当否について検討したものは見当たらない。裁判所における調停制度を持たないウズベキスタンにおいては、立法論を展開するほかに、立法的提言にしばしば見られる主観性をできるだけ排除するために、大陸法系国、コモンロー国及び旧社会主義国を対象とする比較法研究が行われており、評価に値する。

本論文は、実効的紛争解決制度を構築するため、「裁判所における」「強制的」調停制度の可能性を研究対象とするものであり、論点は明らかであるが、比較法研究においては特に各国の制度全般を紹介する記述に多くの部分が割かれている。分析の視点を明確にしつつ、より理論的に掘り下げた分析がされてしかるべきといえる。しかしながら、日本のように一定の制度が

すでに存在する場合には、解釈論のともなった焦点を絞った議論が可能であるが、民商事事件に関する調停制度を知らないウズベキスタンに対する立法提案を行う場合にはやむを得ないといえることができる。本論文の課題は、裁判所における強制調停制度導入の当否そのものにあり、手続の細部に踏み込んだ議論は必要がなく、法形式など必要な範囲での配慮はされていると評価することが可能である。また、用語法や論理的整理が不十分又は不適切と思われるところもあるが、できるだけ用語の定義を明らかにしようとする態度が窺われ、その結論についての評価は分かれるとしても、その定義・用法はひとつの選択として是認できなくはない。いずれの点も本論文の価値を損なうほどの重大な瑕疵とは考えられない。

本論文の提言は、ウズベキスタンにおける先駆的な業績として、非常に有益であることは疑いがない。また、日本にとっても、ウズベキスタンが抱えている司法制度の問題点が明らかにされ、将来の司法制度改革の方向性を示す有益な研究といえることができる。

III 結論

以上のとおり、本論文は、事件の輻輳による司法の機能不全の解消という明確な問題意識のもと（判定基準 a）、イタリア、オーストラリア及びベラルーシを主な対象として、他にも英国や米国のいくつかの州に関する比較法研究を行い（同 b）、法整備の被支援国であるウズベキスタンが直面する司法制度における問題を対象とし、主として英語文献に依拠して、研究・分析を行っている（同 c）。さらに、当事者の合意による解決手続である調停に強制的契機を持ち込む可能性について理論的な分析を加えた点において、これまでにない新規性・独自性が認められる（同 e）。裁判所による強制的調停制度を新たに導入することにより実効的な紛争解決制度を確立することによって、課題に対処することを提言するものであり（同 d）、制度的・社会的基盤が必要となり、導入のために必要な要件の分析が必要となるが、その点にも一応の目配りがされている。理論的にも明晰かつ堅固であり、想定される批判にも一通りの回答が用意されているといえることができる（同 f）。Karaketov 氏が提唱する裁判所における強制的調停制度の導入が、ウズベキスタンの司法制度改革に寄与することが期待できる。

以上の通り、審査委員会は、一致して、本論文が法学研究科の博士（比較法学）の学位を授与するにふさわしいものである、との結論に達した。